
新ごみ処理施設整備・運営事業
入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

令和5年6月9日

大牟田・荒尾清掃施設組合

入札説明書等に関する質問書（第1回）

1 入札説明書に関する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	3	第1章				“貴組合が令和5年2月10日（令和5年4月12日改訂）に公表した「新ごみ処理施設整備・運営事業実施方針」は、本事業に関する方針等を示したものの”との記載がありますが、この実施方針を踏まえて質疑回答頂いていた内容も、本事業にかかる質疑回答として有効であるとの理解でよいでしょうか。有効ではない場合、再度、同じ質疑を挙げる必要があるためお尋ねしております。	有効とはしません。再度、ご質問いただきますようお願いいたします。本入札公告に係る資料をご確認いただき、第2回質問回答においてご質問いただきますようお願いいたします。
2	5	第2章	8	(1)	①設計・施工業務 オ	「その他の関連業務」とありますが、本項目で列举されたもの以外で、貴組合が想定している“その他業務”の事例を2, 3点お示しいただけますでしょうか。	記載の内容のほか、官公庁等への届出関連業務を想定しております。
3	7	第2章	8	(2)	①貴組合が行う主な業務 ア	提供される敷地の範囲は、要求水準書添付資料等リストNo.2敷地現況図で赤枠で示された範囲でしょうか。	お見込みのとおりです。
4	7	第2章	8	(4)①	地元企業の活用	地元企業への発注予定額の算出方法においては商社または商社行為を含めないものと考えてよろしいでしょうか。 (例えば、設計・製造・施工・管理等に関与していない機器等の仲介のみを行う行為は実態の無い業務であるため、地元企業への発注金額に計上することはできないものと考えてよろしいでしょうか。)	お見込みのとおりです。
5	7	第2章	8	(2)	①貴組合が行う主な業務 ア	敷地はすべて無償提供でしょうか。	No. 3の建設予定地の敷地内については無償で使用可能です。
6	7	第2章	8	(2)	①貴組合が行う主な業務 ア	敷地が無償提供の場合、無償提供される時期は、設計建設期間開始日から事業契約期間末まででしょうか。	お見込みのとおりです。
7	7	第2章	8	(2)	①貴組合が行う主な業務 オ	住民とは、構成市に居住する市民との理解でよいでしょうか。事業敷地近傍を見渡すに、住民は少ないとの理解ですが、一方で本施設を間接的に利用する方々を考慮すると、構成市の市民すべてであると理解しています。	お見込みのとおりです。
8	7	第2章	8	(2)	①貴組合が行う主な業務 オ	住民とは、構成市に居住する住民・市民だけではなく、近隣でお仕事をされる方々も含まれますか。本施設と接する方々を考察するに、近隣漁業関係者の皆様や、その関連代替の皆様も、貴組合又は構成市が業務内容として“対応を行う”相手方であると理解しています。	近隣の事業者も含まれます。事業者への対応については、お見込みのとおりです。
9	7	第2章	8	(2)	②構成市が行う業務 ア	①オ“住民への対応”は、構成市は実施しないのでしょうか。組合と市とで明確な対応領域や区分けがある場合、お示しいただけますと幸いです。	内容に応じて、組合と構成市が協力して対応します。
10	8	第2章	10			ここで記載のある事業契約仮契約、事業契約本契約とは、入札説明書P-14第4章 2契約手続等(1)基本協定の締結 において記載のある『基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)及び運営業務委託契約書(案)から成る事業契約書の締結』と、組合議決を踏まえたその成立との理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	8	第2章	10			令和6年2月の事業契約本契約成立に際して、組合議決だけで完了するものでしょうか。構成市2市(大牟田市、荒尾市)それぞれの議会議決などが影響を与える可能性があれば、お示しいただけますでしょうか。	組合の議決だけで完了します。
12	9	第3章	2		各業務を行う者の要件	応募者にJVを含む場合、本事業の各業務を行う者の要件（実績など）はJVの代表者など1者が満たせばよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	10	第3章	2	(1)オ		「本施設の建築物と同種の建設工事の国内での実績」とありますが、竣工実績を指すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
14	10	第3章	2	(1)	本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件	建築物工事の請負部分での参加を検討する場合、必要な実績の共同企業体構成員としての出資比率20%以上とは、施工実績が甲型共同企業体(共同施工型)で、プラント設備工事を除く“建築物工事の出資比率”が、20%を超える実績を保有する場合との理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	10	第3章	2	(1)カ		「建築工事業」に係る監理技術者は協力企業より配置できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	10	第3章	2	(2)	オ 監理技術者	本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件として「建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。」とありますが、清掃施設の監理技術者の専任配置期間は、国交省発行(令和3年3月)の「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」に記載されている通り、プラント現地工事着工時より配置すると考えて良いでしょうか。	監理技術者の専任配置期間は、契約工期を基本としますが、専任を要しない期間は、契約締結後、落札業者と協議後決定します。
17	10	第3章	2	(2)	オ 監理技術者	工種毎に配置する専任の監理技術者の専任期間は、工種毎の現地工事着手以降との理解でよろしいでしょうか	NO. 16の回答をご参照ください。
18	10	第3章	2	(2)	オ 監理技術者	入札参加資格申請から現地着工まで相当な期間があり、入札参加資格申請時に配置する技術者を特定することは困難なため、参加資格審査書類には記載要件の技術者を複数できるものと考えてよろしいでしょうか	本要件を満足する監理技術者を配置することについて様式第8号-4で示してください。
19	11	第3章	3	(10)		構成企業の制限に暴力団排除の項目がありますが、他都市では、入札参加資格申請時に役員等の調書及び警察への照会承諾書の提出を求められますが、様式集に該当する様式が見当たりません。本件でも提出を求められますでしょうか。	本件でも警察に照会しますので、様式第18号を追加します。
20	12	第3章	4	(1)		「参加資格確認基準日は参加確認申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヵ月以内とする。」とありますが、各種証明書によっては1年に1回交付されものがあります。その場合については最新の証明書を提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、証明に係る書類の有効期間内とします。
21	12	第3章	4	(4)		“落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合”でも、同上(3)と同様に、落札者の契約締結と業務開始に向けて、貴組合と協議が出来るものと理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	13	第3章	6	(1)	予定価格	記載のある予定価格は、令和5年(2023年)5月10日時点で事業公告されていますが、2022年度の物価相場をもとに算出された予定価格でしょうか。それとも、2023年度の物価相場をもとに算出された予定価格でしょうか。	最新の実勢価格等に基づいて算出しています。
23	14	第4章	2	(1)	基本協定の締結	詳細の協議については、ネット通信を活用したWEB会議なども利用したお打合せも可能でしょうか。	感染症対策等で対面会議の開催が困難な場合は、WEB会議も可とします。
24	15	第4章	2	(4)	③	事業者に対する違約金の支払を求める期間は、都合、落札者決定後から本契約締結までの期間において、同項目記載の条件にて契約締結に至らなかった場合との理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	15	第4章	2	(4)	③	前項(つまりは(4)②「不公正入札」の項目)の規程によって発注者が事業契約を成立させない場合とありますので、これら列挙された「不公正入札」以外の理由によって貴組合議会否決となる場合には、違約金の支払いを免れるとの理解でよいでしょうか。『落札者決定基準』に正当に基づいて落札者として選ばれたにもかかわらず、組合議決が可決されない可能性は“多数決の原理”に則るとゼロとはいえず、いたずらに応札事業者が違約金を支払うことがないようにご質問しております。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
26	15	第4章	2	(6)	ア設計・施工期間における保証	乙型共同企業体の分担施工の時の契約保証金納付は、建設物建築工事やプラント設備工事それぞれ別々で納付する必要はないとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	15	第4章	2	(6)	ア設計・施工期間における保証	契約保証金を支払うという文言のみ記載がありますが、建設工事請負契約書第4条には、契約保証金の納付だけでなく、その他(2)、(3)、(4)、(5)と、契約を保証する別の方法も規定がありますので、本基本契約書の規程のみならず、請負契約書のとおり、これら(2)～(5)のその他の方法でも貴組合に“保証を付す”こととして満足いただけるとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	16	第4章	2	(7)	建設工事請負契約書に基づく前金払及び中間前金払	「起債の同意許可後」となる前払金及び中間前払金ですが、貴組合における支払起債を組合議決で決定したのちに事業者を支払うとの理解でよいでしょうか。	起債の同意許可は県の許可であり、組合の議決は必要ありません。契約書に基づいて支払うこととします。
29	17	第5章	3	(8)	建設工事請負契約書に基づく前金払及び中間前金払	貴組合における支払起債を組合議決する場合、そのような組合議決の年間スケジュールについて、通例があればお示しいただけますか。	No. 28の回答をご参照ください。
30	18	第5章	1	(4)	入札説明書等に関する質問(1回目)への回答書の公表	「不当に混乱を招くことが危惧されると貴組合が判断した質問については回答しない。」とありますが、混乱を招く理由について、質問者に個別に回答いただけないでしょうか。	個別に回答は行いません。
31	19	第5章	1	(8)	ウ 実施方法	対面的対話の所要時間はいかほどでしょうか。「時間内回答」について言及があるため、お尋ねしております。所要時間との兼ね合いで、お伺い出来る質問数に限りがある場合、事前にお示しいただけますでしょうか。	現時点では、90分間を予定しています。質問については、対面的対話の中で行います。
32	19	第5章	1	(8)	ウ 実施方法	対面的対話の目的は、“入札説明書等の内容について”と記載がありますので、貴組合が設定した要求水準の内容確認が出来るとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	22	第5章	2	(3)	入札の延期等	“競争性を確保しえないと認めるとき”に入札の執行を延期、中止、取り消すとありますが、応札事業者に帰責性がない場合はその限りではないという理解でよろしいでしょうか。	応札事業者に帰責性がない場合においても同様です。
34	23	第5章	2	(7)	ウ等 入札提案書類の使用	但し書きに「公表、展示、その他貴組合がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、貴組合は、これを無償で使用できるものとする」とありますが、この場合でも、事前に入札参加者に確認を通知いただけないでしょうか。前段で、“選定に係る公表”以外の目的で使用しないことが記載ありながら、一方で、但し書き以降には、「事業に関して必要と認める場合に使用できる」と記載があり、入札提案者の独自技術が詰まった入札提案書類の一般公開に対する保護基準の平衡をとるためにお尋ねしております。	入札参加者に確認の上、使用します。
35	23	第5章	2	(10)	イ	公告前の令和5年3月3日に公開された『実施方針等に対する質問回答』についても、ここに記載のあるように”回答書”として同等の効力を有するものとして規定いただけますか。同等の効力を持たない場合、再度、確認が必要な同じ質問を第2回目の質疑機会で提出したいと考えています。	No. 1の回答をご参照ください。
36	23	第5章	2	(10)	イ	公告前の令和5年3月3日に公開された『実施方針等に対する質問回答』についても、ここに記載のあるような”回答書”として同等の効力を有しない場合、その令和5年3月3日から変わった内容を、改めてこの第1回質疑回答の機会にお示しいただけないでしょうか。	No. 1の回答をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
37	24	第6章	3		入札提案書類	提案書、技術提案書概要版の電子データ（CD-R）の提出部数が2部となっていますが、正本、副本のデータを各1部提出すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	25、26	第6章	3	(4)	ウ 図面	「(ク)建築一般図」のうち各階平面図および断面図は、「(カ)各階機器配置図」および「(エ)機器配置断面図（縦断、横断図）」と兼用してもよろしいでしょうか。	兼用は不可とします。
39	27	第7章	4		提案書	提案書（技術提案書、施設計画図書、添付資料）のA4版ページは片面印刷で提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	27	第7章	1	(1)		図表内や工程表、添付する資料などには、縦書きも認めていただけますでしょうか。	可とします。
41	27	第7章	2	(1)		左綴じとありますが、正副3部ありますので、2穴開けてファイルなどにつづる形式でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	27	第7章	4	(1)		図表の文字数は、1600字程度の制限のカウントに含めないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	27	第7章	4	(1)		word書式集の指定書式に、受付グループ名を入力する場合、枠の欄外右下に記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	27	第7章	4	(1)		提案書の各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふるとありますが、全体を通してのページ番号ではなく、各提案書式項目ごとのページ数をふるとの理解でよろしいでしょうか。	全体を通してのページ番号としてください。
45	33	別紙2	4	(1)	ア設計・施工業務に係る対価	「国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で」とありますが、令和5年3月8日付で、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、事務連絡『労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定等について』が、各市町村担当課へ出ていることから、建設工事請負契約書に則って、スライド協議に応じていただくと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	33	別紙2	4	(1)	ア設計・施工業務に係る対価	「建設工事請負契約書に規定する具体的な運用に関して提案できる」とありますが、国交省より公開されている平成25年9月付の全体スライドマニュアルや、令和5年3月に改訂された単品スライド(営繕工事版)に記載のある運用方法を用いて協議することが認められていると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	36	別紙3				モニタリングの開始時期は、竣工後の運営開始日から開始するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	36	別紙3	1	-	フロー図	是正勧告（2回目）にある「別紙5 2 (4) 運営業務委託料の減額等の措置に基づく」とありますが、「別紙3 2 (4) 運営業務委託料の減額等の措置に基づく」の誤りと理解で宜しいですか。	お見込みのとおりです。
49	38	別紙3	3	(1)	ア 設計・施工期間	「ただし、当該未達成の発生が建設事業者の責によらないと貴組合が認めた場合は、この限りでない。」とありますが、提案書提出時点で地元企業と契約をするわけにもいかないため、それから1年以上経過した建設期間に地元企業の建設需給状況が変化し、本件下請工事を請負えなくなるようなケースでも、“建設事業者の責によらないと貴組合が認めた場合”に該当しますか。熊本県大津町のTSMC建設事例の余波で、福岡・熊本両県でそのような事態が続発しており、本事業においても想定されるためお尋ねしております。	該当しません。
50	40	別図1			入札書等の提出用封筒作成要領	外封筒・中封筒のサイズは任意であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質 問	回 答
51	1	用語の定義			No7 協力企業	(組合からの追加説明)	<p>「構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・施工業務及び運営業務（設計・施工業務を行う者に地元企業を含める場合に限る）のうちの一部を請負又は受託することを予定している企業をいう。」を</p> <p>「構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・施工業務及び運営業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している企業をいう。」と変更します。</p>

入札説明書等に関する質問書（第1回）

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	6	第1部	第3章	2.2	(6)排出管理業務	「本組合が指示する車両への積み込みまでの作業を行うこと」とありますが、想定されている積み込み方法、運搬車両、積込頻度等がありましたらご教示願います。	以下の車両を想定しています。 ・焼却灰については、灰ピットに貯留し灰クレーンにて天蓋付ダンプ車（10t車）に積み込むことを想定しています。 ・飛灰を資源化する場合については、飛灰貯留槽から飛灰搬出装置等を介して粉粒体運搬車（ジェットバック車等）に積み込むことを想定しています。 ・飛灰を埋処分する場合については、無害化処理を行い、飛灰処理物貯留設備で保管し、天蓋付ダンプ車（積載容量25m ³ 程度）に積み込むことを想定しています。 ・処理不適物、資源物等については貯留ヤードで保管後に人又は重機により平ボディー車（10t車）に積み込むことを想定しています。 ・搬出車両の積載量に相当する量が搬出できる状況において、適宜搬出することを計画しています。
2	7	第1部	第3章	3.2	(1)地形・地質	「本事業を行うにあたり、土壌汚染調査・対策等が必要となった場合には協議を行う。調査・対策等の費用は貴組合の負担とする。」とありますが、土壌汚染調査が必要であると事業者側が判断した場合に、“費用を貴組合側の負担とする”とは、事業者側からの打診を受けて貴組合側で土壌汚染調査と対策を実施するという意味でしょうか。それとも、事業者側で負担した土壌汚染調査費と土壌汚染対策費を、貴組合より本事業契約とは別に精算支払いいただけるのでしょうか。	追加で発生した調査費、対策費を負担することを示しています。詳細については、協議の上決定します。
3	7	第1部	第3章	3.2	(1)地形・地質	「土壌汚染調査・対策等が必要となった場合には協議を行う。調査・対策等の費用は本組合の負担とする。」とありますが、費用の他、工程についても必要な場合、工期延長も踏まえて別途協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	工事工程については工期延長とならないよう協議調整する計画です。
4	7	第1部	第3章	3.3	(4)都市施設	「ごみ焼却場として都市計画決定予定」とありますが、都市計画法第29条の開発許可については、同条第1項第三号および都市計画法施行令第21条第二十二号を適用し、許可不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	7	第1部	第3章	3.3	(10)緑地	「緑地10%以上」とありますが、工場立地法では工業専用地域であるため、緑地5%以上、環境施設面積を合わせて10%以上が求められるものと考えますが、本施設においては貴組合の要求水準として緑地のみで10%以上を確保する必要があると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	8	第1部	第3章	3.4	搬入道路	過去実績値における搬入道路の歩行者と車両の通行量データがありましたら、ご開示いただけないでしょうか。工事仮設計画の参考として利用したいと考えています。	データはありません。 提案者において想定してください。
7	11	第1部	第4章	1.3.3-1	処理フロー	処理フローに「資源物」との記載があります。資源物として貴組合が想定されている対象物をご教示ください。また、資源物の運搬車両への積込については、運営事業者にて実施するという認識でよろしいでしょうか。その場合、想定されている積込方法、運搬車両、積込頻度がありましたらご教示願います。	要求水準書P214 4.適正処理(3)を参照ください。 積込に関してはお見込みのとおりです。 積込方法等についてはNo.1の回答をご参照ください。
8	12	第1部	第4章	1.4	(1)造成計画	建設予定地を計画地盤高に調整する工事などの施工着手30日前迄に、工事に係る『土壌汚染対策法』の届出を提出し、必要に応じて土壌汚染調査が必要になりますが、設計期間においてこの調査対応と対策工事を実施し、組合に費用負担いただくことは可能であるとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
9	12	第1部	第4章	1.4	(1) 造成計画	「建設予定地西側以外で、土壤汚染調査・対策が必要となった場合には、組合と協議の上、調査・対策に必要な一連の手続き、調査、対策工事を実施すること。対策工事等に係る費用は組合の負担とし、また、工期等について調整を行う。」とありますが、現状では調査内容も含めてその程度が不明で見積反映は困難であるため、見積上は添付資料4に「形質変更時要届出区域」と示される範囲以外は、土壤汚染がないことを前提に見積もり、調査/対策が必要と判断された時点で工程、費用について貴組合と協議すると考えて宜しいでしょうか。	No. 8の回答を参照ください。
10	13	第1部	第4章	1.3.4-1	(3) 計量棟	計量棟は「管理棟と合棟若しくは管理棟とのアクセスに配慮した計画とし」、「組合事務室から確認できる位置に配置すること」とありますが、要求水準書p5 2.本施設の運営業務より、計量業務を含む受付管理業務は運営事業者の業務とされています。このことから計量棟の配置はこの記述によらず、敷地内での車両の滞留スペースの十分な確保や工場棟への動線を優先し、計量棟の確認はITVカメラにより行えるものとする事で、事業者提案により計量棟を適切な位置に配置する提案をお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。
11	15	第1部	第4章	2.1	(2) 計画処理量	本施設で処理するごみの種類として、「動物の死骸は、月100体前後、年間1000体程度」と記載があります。一方、要求水準書p.65には、「小動物の死骸、家庭用ペットの死骸（犬、猫、いたち・狸）は、ダンピングボックスを利用した投入とする。指定袋、段ボールなどに詰められた状態で搬入され、搬入者に積載台上に置いていただく」との記載があります。上記より、本施設で処理する動物の死骸は小動物の死骸、家庭用ペットの死骸（犬、猫、いたち、狸など）であり、指定袋、段ボールに詰められた状態で搬入されるもののみであり、獣害駆除などによる大型動物は搬入されないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的な考え方はお見込みのとおりですが、大型動物については、搬入される大きさにより別途協議とします。
12	15	第1部	第4章	2.1	(3) 計画ごみ質	基準ごみの低位発熱量8,600kJ/kgとありますが、ご指定の三成分・元素組成にもとづき、一般的に用いられる推定式で計算すると、dulong式で10,582kJ/kg、steuer式で11,355kJ/kgと大きく乖離しているため、適正な設計が困難であると考えます。 したがって要求水準書でご提示いただいているア～ウの計画ごみ質情報について、以下の通りと考えてよろしいでしょうか。 ア 低位発熱量、三成分を正として設計条件とする。 イ 種類組成は参考値とする。 ウ 元素組成と低位発熱量が整合するよう、炭素と酸素の割合を事業者にて補正する。	可とします。
13	16	第1部	第2章	2.1.1-1	(7) 主要設備方式（基本条件）	埋立処分について、飛灰処理物貯留設備から天蓋付きダンプトラックで運搬するとの記載がありますが、要求水準書p.114には、飛灰の資源化が困難な場合は、飛灰処理物を「フレコンバックに詰めた上で、専用搬出車両に積み込むものとする」とあります。このことから、資源化困難な場合の飛灰処理物の運搬方法は、事業者提案をお認めいただけると考えてよろしいでしょうか。	天蓋付ダンプトラックで運搬するの記載を正としてください。
14	16	第1部	第4章	2.1.1-1	(5) 焼却残渣の貯留等	処理不適物の引き渡しについて荷姿のご指定はありますでしょうか。また、積み込み作業の概要と想定頻度をご教示願います。	荷姿の指定は有りません。貯留ヤードを有効に利用できるよう配慮し貯留方法は提案してください。積込作業はNo.1の回答をご参照ください。
15	16	第1部	第4章2節	1-1	(5) 焼却残渣の貯留等 (6) 薬品及び消耗品関係の貯留日数	(5)では1炉定格で1週間とありますが117ページの内容と矛盾しておりますがどちらが正でしょうか。	ご指摘のとおりです。16ページの(5)第二段落及び(6)の括弧書きについては削除とします。
16	18	第1部	第4章2節	1-4	(3) 騒音・振動規準値（敷地境界）	振動は昼間：午前8時～午後8時 夜間：午後8時～午前8時とありますが、昼間：午前8時～午後7時 夜間：午後7時から午前8時の誤りの理解で宜しいですか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
17	20	第1部	第4章	3.6	貴組合へのモニタリングへの協力等	「貴組合へ提出する各種報告書等作成のために自らの費用で自主モニタリングを行う」とありますが、自主モニタリングの方法や実施時期などは、受注者提案であるとの理解でよいでしょうか。	建設工事については設計協議、運営については運営協議の際に詳細を定める計画です。
18	24	第2部	第1章	1.1-2	(5)	“実施設計図面承諾後に、工事工程に影響を及ぼさない範囲で図面修正を指示できる”とありますが、施工費にも影響を与えない範囲に限定いただけないでしょうか。設計施工一括発注方式の最大のメリットは、実施設計確定までに発注者、設計者、施工者の3者で、施主要求のコストバランスをタイムリーに最適化(施工者がコストを並行して算出して見比べること)できることですが、その作業を終えた“承諾申請図書の承諾後”に、発注者意向のみを契機としてコスト増減が生じる変更が可能となる事態は、受注者側に一方的にデメリットが生じやすいものと理解しています。(※当該変更にかかる工事費を適正に変更契約をいただける場合は、本件質問の主意とは異なります)	建設工事請負契約書(案)第31条に示すとおりとします。
19	24	第2部	第1章	1.1-6	(3)建築基準法関係の申請、届出	建設事業者で実施する申請との区別をつけるために、「(3)建築基準法関係の申請、届出」について、ここでお示しされた「貴組合が行う申請、届出」の想定や事例をお示しいただけますでしょうか。	貴社の経験により提出ください。内容については、実施設計時に協議とします。
20	24	第2部	第1章	1.1-6	(8)労働安全衛生法関係の申請、届出	建設事業者で実施する申請との区別をつけるために、「(8)労働安全衛生法関係の申請、届出」について、ここでお示しされた「貴組合が行う申請、届出」の想定や事例をお示しいただけますでしょうか。	貴社の経験により提出ください。内容については、実施設計時に協議とします。
21	24	第2部	第1章	1.1-6	(10)土壌汚染対策法関係の申請、届出	建設事業者で実施する申請との区別をつけるために、「(10)土壌汚染対策法関係の申請、届出」について、ここでお示しされた「貴組合が行う申請、届出」の想定や事例をお示しいただけますでしょうか。	貴社の経験により提出ください。内容については、実施設計時に協議とします。
22	25	第2部	第1章	1.2	(17)高潮浸水想定区域について	建設予定地は、大牟田市高潮・津波ハザードマップにおいて、高潮浸水想定区域0.5m未満の浸水が発生する区域に指定されていますが、ハザードマップの0mの基準は現土地高さTP+8.0mとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	26	第2部	第1章	1.2	(20) 鉄塔	鉄塔メンテナンス等の出入口は建設予定地外よりアクセス可能であり建設工事及び運営期間中、建設予定地内にアクセスルートを確保する必要は無いものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	26	第2部	第1章	1.2	(20) 鉄塔	「建設予定地の東側には、エコタウンと受電設備を結ぶ特別高圧電線が走っており、電線及び鉄塔との離隔距離を5m以上とすること。」とありますが、電線及び鉄塔の位置からの必要離隔距離が把握できる図面(CADデータ)があればご提示いただけないでしょうか。また、工事計画のため電線及び鉄塔と工所用クレーンの必要離隔距離が分かる図面をご提示いただけないでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。
25	26	第2部	第1章	1.3	(5)排水処理対策	「プラント系排水、生活系雑排水(トイレを除く)は排水処理設備で処理を行い、全量再利用すること。生活系排水は下水道に放流するものとする。」とありますが、近年節水型器具の普及に伴い、汚水のみの場合、排水管の詰まりを促進することとなり、排水管の維持や管理居室エリアの衛生上、好ましくないものと考えます。このため、家庭や一般事務所ビルの排水と水質の変わらない、見学者や組合事務所エリア、運営事業者の事務所エリアなどのトイレ・湯沸し・浴室等の排水は「生活系排水」として、公共下水道に直接放流し、機械室やプラントホーム等ごみ処理プロセスにかかわる室に設置の洗面器、洗眼器、散水栓、緊急シャワー、洗濯機等の排水を生活系雑排水として排水処理設備で処理を行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	26	第2部	第1章	2	(23)	(1)～(23)まで要求水準が列挙されていますが、竣工時に引渡できればよい建築仕様について記載されたものと、設計・施工期間中にも履行が必要な項目が混ざって挙げられています。(23)建物内でのWi-Fiは施工期間中は履行が不要と理解してよいでしょうか。	運営開始時には利用できるよう施工してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
27	28	第2部	第1章	2.1	(1)	<p>「特別高圧受電方式にて引き込みを行うこと。工事負担金は、建設事業者が負担すること。」とありますが、工事負担金の金額は事業者にて低減不可能な金額であり、事業者が負担金を設定した場合に適正な価格競争とならないことが懸念されます。よって工事負担金は入札説明書P.13で記載の予定価格の外数とし入札価格に含めないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、2023年1月11日に受領しました「見積提案者募集要項等に係る質問回答」では「工事負担金は建設事業者が負担すること、とありますが、接続検討の申請・確認が今後行われる状況下、現時点で工事負担金を見積ることが困難ですので、本見積対象から工事負担金を除外していただけますでしょうか。または、本見積用の条件として工事負担金額を設定頂けますでしょうか。」というNo.9の質問に対して「系統連携に係る工事負担金は見積対象から除いてください。」とのご回答を頂いております。よって見積時の御見積金額には当該工事負担金は除外してご提出しております。</p>	<p>工事負担金は予定価格の内数であり、入札価格に含めます。工事負担金の金額は10億円（税抜き）とし、応札額に含めて算出してください。当該工事完了後に清算とします。また、負担金は諸経費対象から除外して計上ください。</p>
28	28	第2部	第1章	2.1	(1)	<p>工事負担金は予定価格の内数という場合は、貴組合にて金額をご指定いただけないでしょうか。</p> <p>2023年1月11日に受領しました「見積提案者募集要項等に係る質問回答」では『「工事負担金については、見積提案図書を参考として九州電力送配電に接続検討を申請し、確認を行う予定である。」とありますが、確認後の金額を公告時に各社一律で見込むようにご指示があると理解してよろしいでしょうか。』というNo.10の質問に対して「お見込みの通り」ですとのご回答を頂いております。</p>	No.27をご参照ください。
29	28	第2部	第1章	2.1	(1)	<p>「この工事負担金の清算等が必要となった場合には、その権利・義務は本組合に帰属するものとする。」とありますが、工事負担金が明確になる時期はいつ頃を想定されているのでしょうか。</p> <p>また、負担金のお支払は事業者にて清算後、貴組合へ請求した年度の出来高と合わせてお支払いいただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>接続検討は事業者にて行っていただきますので、工事負担金が明確になる時期は不明です。</p> <p>後段については、お見込みのとおりです。</p>
30	28	第2部	第1章	2.1	(1)	<p>工事負担金が予定価格の内数の場合、事業者にて低減不可能な金額であるため、入札書比較価格より工事負担金を除いた金額に対して定量化限度額を算出し、その結果に工事負担金を合算したものが入札時の定量化限度額となるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	不可とします。
31	28	第2部	第1章	2.1	(2) 上水道、工業用水	<p>上水、工業用水の使用量には上限がないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>上水については、制限はありません。工業用水については、100t/日を想定していますが、県協議により決定します。</p>
32	28	第2部	第1章	2.1	(5) 雨水	<p>「・・・敷地周りに敷設されている側溝を介して公共水域に放流する。」という記載になっていますが、「敷地周りに敷設されている側溝」とは添付資料4に示された雨水排水取り合い点以外の敷地周りの道路側溝のことと考えてよろしいでしょうか。その場合指定の雨水排水取り合い点以外の側溝に雨水を放流することが可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>入札参加資格を確認後、参加資格を有する入札参加者に、添付資料の修正版を提示します。</p>
33	28	第2部	第1章	2.1	(5) 雨水	<p>「再利用できない雨水は排出量の調整を行った後に敷地廻りに敷設されている側溝を介して公共水域に放流する」とありますが、敷地廻りに敷設されている側溝は本事業敷地北側のエコタウン全体用の巨大な雨水調整池により雨水の排出量の調整は既に十分に行われているものと考えます。</p> <p>このため、敷地内の調整池で排水量の調整を行うのではなく、可能な限り雨水は再利用するものとし、余剰分の排水については、雨水排水流路の排水マス全てに、適切に泥溜りを設けて濁水の放出を防止する計画とするものとしてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
34	28	第2部	第1章	第2節	供給施設計画	<p>「供給施設確保に伴う取り合い点から供給施設までの接続等工事に関する負担金については建設事業者の負担とする」とありますが、以降の記述で電気に関する工事負担金の明記はありますが、上水、工水の引込負担金、下水の受益者負担金の明記がありません。上水、工水、下水については組合殿の権益となるため別途と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>上水、工業用水、下水の引込みに係る工事費用は、事業者負担としてください。</p> <p>下水道の負担金については、お見込みのとおりです。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
35	29	第2部	第1章	3.1	工事の着手	建設予定地の着工時状況をご教示お願い致します。 ・除草や伐採は貴組合にて実施後に引き渡されるとの認識でよろしいでしょうか。その場合、樹木に関しては、残置・伐採を事業者提案できるものと考えてよろしいでしょうか。 ・建設予定地内の既存西側フェンスは事前に撤去されるものと考えてよろしいでしょうか。 ・建設用地内の気象観測装置及び装置に付随する電柱・ケーブル等はすべて撤去された状態で引き渡されると考えてよろしいでしょうか。 ・建設予定地西側法面部の電柱は工事着手までに撤去または、事業用地を避けたルートに移設されるものと考えてよろしいでしょうか。	気象観測装置及び付随する電柱ケーブルについては、生活環境影響調査完了後撤去しますが、他は現状のまま引き渡しますので、不要なもの、全て事業者にて撤去してください。西側法面部の電柱の移設は、現時点では考えておりません。
36	29	第2部	第1章	3.1	(5)	有資格作業に当たって監督職員に資格証写しを提出するとありますが、施工元請企業にて作業着手時に必ず事前に下請専門工事企業の作業員の資格者証を確認するため、後日まとめて組合監督職員に提出することもお認めいただけないでしょうか。	事後提出は不可とします。 各種施工計画書提出時に必要となる資格者証については原則として添付してください。
37	29	第2部	第1章	3.1	(6)	「工事中」とは現地工事着工以降で考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	30	第2部	第1章	3.2	(2)	当然十分に施工計画上配慮いたしますが、「中断が困難な作業」として、途中での中断ができないコンクリート打設に係る施工などを認めていただけてと考えてよいでしょうか。打ち継ぎの不可や、翌日が雨などの事情で、当日中に生コン打設を終わらせる必要があるケースも想定されるためお尋ねしております。	施工計画提出後協議により決定します。
39	30	第2部	第1章	3.5	(1)別途工事	「敷地内において本組合が発注した別途工事の請負事業者との調整を率先して行い」との記載がございます。予定されている別途工事の内容と工程をご指示下さい。	現状においては想定される別途工事は有りません。
40	30	第2部	第1章	第3節	6保険への加入	組立保険と建設工事保険の記載がありますが、あくまで項目「6保険への加入」については例示であり、本事業の工事目的物に対する損害を補償するに十分な保険を付保すればよいと理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	33	第2部	第1章	3.10	(2)掘削工事	「掘削工事にあたっては～地下埋設物等について工事着手前に十分な調査・確認を行い～」とありますが、埋設配管図等の資料がございましたら、ご貸与下さい。 また、受領の資料では、予期できない地中障害物が発生した場合は、対策費用・工程ともに貴組合にてご負担頂けると考えてよろしいでしょうか。	図書については、入札参加資格を確認後、参加資格を有する入札参加者に関覧を認めます。 工期については、延長とならないよう協議調整する予定です。
42	33	第2部	第1章	3.9	(5).ウ	施工監理者も貴組合から公告の上、競争入札にて決定するものと思料していますが、その決定された施工監理者の会社規程で、他社のパソコンでの業務が禁止されているような場合は、建設事業者による調達は不要であるとの理解でよいでしょうか。昨今の情報漏洩に対する対策で、このような対策を執る会社も増えてきているためお尋ねしております。	要求水準書のとおりとします。
43	33	第2部	第1章	3.10	(5)工事関係車両	「工事関係車両は指定されたルートを通行すること。」とありますが、工事期間中搬入車両の通行禁止エリアはあるでしょうか。ある場合は具体的なエリアを教えてください。また、通勤車両は対象外と考えてよろしいでしょうか。	現状において想定される通行禁止エリアはありません。 設計協議、施工開始後に状況に応じて協議により決定する計画です。
44	48	第2部	第1章	9.4		タイルやサッシ、そしてエレベーターも「工場で作られる機器」として工場検査が必要でしょうか。一般論ですが、エレベーターメーカーは工場での立会検査を“企業秘密”として拒むケースが多いため、除外していただけますと幸いです。	主要なプラント設備機器を対象とし、事業者と協議により決定します。
45	48	第2部	第1章	9.4		鉄骨も「工場で作られる機器」として工場検査が必要でしょうか。	工場検査の対象として計画します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
46	60	第2部	第2章	2.1	(5) 特記事項 コ	「電子マネー、QRコード等、現金の受け渡しを行わない手数料の徴収方式」とありますが、本徴収方式は決済手数料として電子マネー、QRコード等を一括決済する決済代行会社に徴収料金の3~4%が自動的に引き落とされることとなります。その場合、貴組合に納入される徴収金額が減額されることとなりますが、許容いただくことは可能でしょうか。	許容します。
47	60	第2部	第2章	2.1	(5) 特記事項 タ	「外部に設置する盤、外灯などは、SUS製とすること。」と記載されていますが、外灯の材質については、耐久性・経済性・更新性等を考慮の上、事業者により最適な提案が可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
48	62	第2部	第2章	2.2.2-1	(5) 特記事項 ウ	「搬入車両等転落防止用装置（既存ごみ燃料化施設の設備を参考とすること）」とありますが、これは要求水準書p.170 1-2(1)イ(エ)の記載内容「投入扉手前には高さ20cm程度の車止めを設けること。ピット投入部の周辺については、ごみ搬入車の転落防止装置として床面の車止め及び垂れ壁や転落防止バー等を設置し、人・車両の転落防止対策（停車誘導用ライン引き、バック誘導時の退避場所の確保など）を講じること。」のことを示すと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	67	第2部	第2章	2.2.2-6	(3) 主要項目 エ	稼働率計算用のごみ単位体積比重について「0.109t/m3」とご指定ですが、一般的な数値と大きく乖離しているため、バケットサイズが過剰な設計になると考えます。計画ごみ質のごみ比重(基準ごみ0.217t/m3)、ごみピットでの圧密、バケット掴み時の圧縮等を考慮して最適な数値を事業者にて提案させていただきたくてお認めいただけないでしょうか。	提案を可としますが、性能を十分に満足することを前提に適切な容量を選定してください。
50	85	第2部	第2章	4.3	(2) 数量	ボイラ給水ポンプ台数3台（内1基共通予備）の記載があります。ボイラ2炉分の給水量を1台で供給できる容量のポンプを2台とすることで、消費電力とイニシャルコストを最適化することが可能なため、給水ポンプの台数は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を認めます。2台交互運転としてください。
51	92	第2部	第2章	4.10	(3) 主要項目 ウ	「主要部厚さ4mm以上」とありますが、(1)形式は事業者提案となっております。パネルタンクの場合は板厚が2.0~2.5mm程度となりますので、形式だけでなく、板厚についても事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
52	97	第2部	第2章	5.2.2-1	(4) 付帯機器 エ	要求水準書p.137 6 炉内清掃時用ろ過式集じん器を設置する場合、本装置により休炉時のろ布の吸湿を防止できることから、ろ過式集じん器の出入口ダンパの設置については事業者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。	提案を認めます。
53	98	第2部	第2章	5.3.3-1	(3) 主要項目 エ	HCl、SOx除去設備出口のSOx濃度が「50ppm以下」と記載されていますが、要求水準書P18(1)排ガス基準値で規定しているSOx濃度「40ppm以下」が正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	107	第2部	第2章	7	通風設備	例として、押込送風機の特記事項に「計算によって求める最大風量及び最大静圧に20%以上の余裕を持たせること」とあります。この場合、計算上の最大送風機容量に対してさらに約44%以上の送風能力の余裕を持つこととなります。送風機の余裕を過剰設計した場合、通常運転時に効率の悪い低負荷で運転することによる動力の増加や、将来的にごみ量・ごみ質が低下した際に適切な燃焼制御が困難になることが考えられますので、ごみ質・ごみ量の変動に対応できる必要十分な余裕をもたせることを前提に、各送風機の余裕については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き(標準発注仕様書及びその解説) エネルギー回収推進施設編 ごみ焼却施設(第2版)は、風量のみ余裕率10%の記載があります。よって、提案を可としますが、風量については10%以上とすることとしてください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
55	114	第2部	第2章	8	灰出設備	飛灰搬出方法について、資源化が困難な場合は薬剤処理した飛灰をフレコンバッグに詰めて搬出するという記載がありますが、p.16(7)主要設備方式(基本条件)の飛灰処理設備の欄には埋立処分は覆蓋付きダンプトラック車で運搬と記載されていますので、埋立処分時の搬出方法は事業者にていずれか最適な方法をご提案させていただくことでよろしいでしょうか。	飛灰搬出方法については天蓋付ダンプトラック車での搬出を正としてください。合わせてNo.1の回答をご参照ください。
56	114	第2部	第2章	8	灰出設備	資源化が困難な場合にフレコンバックに詰めることをご提案させていただく場合、飛灰はバックから出さずそのまま最終処分するものと理解してよろしいでしょうか。また、この場合の処理物養生コンベヤは必要に応じて設置することとしてよろしいでしょうか。	資源化が困難な場合は、天蓋付ダンプトラック車での搬出を正としてください。合わせてNo.1の回答をご参照ください。処理物養生コンベヤは必ず設置してください。
57	115	第2部	第2章	8.2	(2)数量	灰押出装置数量が2基(交互運転)となっておりますが、灰押出装置は焼却炉内部とのシール機能を有していることから、交互運転の待機側の補修・点検をすることができません。むしろ待機時の灰の固着等につながることから、数量を1炉1系列の計2基(予備機なし)とさせていただけないでしょうか	提案を認めます。
58	119	第2部	第2章	8.6	(4)特記事項 イ	灰クレーン仕様で「走行レールに沿って、幅600mm以上安全通路を設けること。」とありますが、68ページのごみクレーン(4)特記事項オでは、(柱等の一部の突起物は除く)と記載されています。灰クレーンにおいてもごみクレーン同様に600mm通路は柱部分を除く計画でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	123	第2部	第2章	8.13	飛灰処理物貯留設備	特記事項ア「容量は、飛灰貯留槽及び本施設で7日分の貯留が可能な能力を有すること」とありますが、飛灰処理物はフレコンバックに詰めた状態で貯留する場合は、フレコン置場および飛灰貯留槽を合わせて7日分の貯留が可能なよう考慮することでよろしいでしょうか。	飛灰搬出方法については天蓋付ダンプトラック車での搬出を正としてください。合わせてNo.1の回答をご参照ください。飛灰貯留槽のみで7日分の貯留可能としてください。
60	125	第2部	第2章	9.3	水槽類仕様	生活用水受水槽の材質としてSUS製と記載されていますが、FRP製もお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
61	135	第2部	第2章	11.4.4-3	(1)説明用映写設備 ア	「モニター 100インチ以上 2台(可動式)」とありますが、現在100インチ以上の液晶モニターは一般生産されておらず、入手性や維持管理面で懸念があることから、モニターサイズについては事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を認めます。後列の視聴者が見やすいサイズとしてください。
62	139	第2部	第2章	11.10	(2)特記事項	「急速充電設備の増設を踏まえた仕様とするとともに、設置スペース、配管スペースを確保すること。」と記載されていますが、増設する台数の用途をご教示願います。また、増設への備えは、設置スペースの確保及び工場棟から急速充電設備までの空配管の敷設程度と考えてよろしいでしょうか。	増設台数は事業者提案とします。増設への備えは、お見込みのとおりです。
63	146	第2部	第3章	1.6		「・・・インバータ容量は所要電動機容量よりも1ランク上位の容量のものとする。」とありますが、インバータの大型化は高調波発生量増加等の影響も考慮し、一律に1ランク上位の容量を選定するのではなく、機器特性、運用方法、メンテナンス性等を配慮した上で幅広く選定する方法を認めていただけないでしょうか。	提案を可としますが、性能を十分に満足することを前提に適切な容量を選定してください。
64	156	第2部	第3章	2.2	(1)自動運転制御 ケ	建築設備関係の運転停止制御を求められていますが、操作性、メンテナンス性等を考慮し、建築設備関連の運転停止制御は、プラント用とは別の建築設備専用の中央監視装置を設けて行うものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
65	162	第2部	第3章	2.4	(1)カメラ及びITVモニター ア	(エ)に「設置場所環境に応じ、防水、防塵ハウジング、水冷式等を採用すること。」と記載がありますので、カメラケースにつきましては設置場所に応じて適切なものを事業者で選定してもよろしいでしょうか。	提案を認めます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
66	163	第2部	第3章	2.4	(2)特記事項 ア	「電動スクリーンを設置すること」とありますが、P.135では「プロジェクターの映像は、壁に直接投影するものとし・・・」とありますので、プロジェクターの映像は壁に直接投影するものとの理解でよろしいでしょうか。	実施設計にて協議します。
67	167	第2部	第4章	2.1.1-1	(7)	「竣工時の美観が維持しやすいような計画に努めること」と要求水準を軟化していただけますでしょうか。竣工引渡の令和10年6月30日から、業務終了令和30年3月31日を経て、竣工後30年を迎える令和39年の段階で美観を維持できるかは、業務終了後に貴組合でも実施する維持管理作業にも依るところが大きいいため、「美観が保持できる計画とする」と受注者側に一方的に求めることは難しいものと思っております。	要求水準書のとおりとします。
68	169	第2部	第4章	2.1.1-1	(23)ケ	p.178で「煙突高さはGL+59m以下で工場棟建屋と一体化し・・・」とありますが、「国交省官房官庁営繕部監修 建築構造設計基準」の最新版(本年3月末改訂)では『高さが45mを超える建築物の設計にあつては、時刻歴応答解析を行い、国土交通大臣の認定を取得する』と明記されております。 煙突が建屋一体の場合の建築物の最高高さの扱いは、弊社実績では殆どが以下のいずれかの扱いであり、45m以下と扱われておりますが、その判断は所管行政によります。 ①煙突内には屋内的空間を含まず建築基準法施行令第2条1項6号ハに該当する屋上突出物として、建物高さに算入されない。 ②煙突は建物高さに算入するが、建築基準法施行令第2条1項6号ロにより、外筒天端から12mを減じた高さとする。(内筒天端59m、外筒天端57mであれば建物高さは45m) 建物高さの扱いが上記以外となることで大臣認定が必要となる場合、建築設計期間が大幅に延び、事業工程全体に大きな影響を与えるため、所管行政殿にご確認の上、その結果をお示し頂けないでしょうか。	ご指摘の内容は、①の屋上突出物に該当するため、建物の高さに算入されません。要求水準書のとおりとします。
69	182	第2部	第4章	2.3.3-1	(5)屋根	「コンクリート陸屋根の場合は塩ビシート(機械的固定工法)とすること」とありますが、耐久性、防水性に配慮した適切な仕様を選択することを前提に、屋根防水の仕様は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
70	183	第2部	第4章	2.3.3-2	(5)	「下地断熱材、コンクリート陸屋根の場合は高耐久性露出断熱防水とする」とありますが、耐久性、断熱性、防水性能に配慮した適切な仕様を選択することを前提に、屋根防水の仕様は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
71	185	第2部	第4章	2.3.3-5	その他	内部仕上表(工場棟)(参考)について、各室の壁や天井等に吸音材貼の記載がございますが、吸音材の要否・設置範囲は、敷地境界騒音規制値、室内作業環境を考慮の上、事業者提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
72	188	第2部	第4章	3.2	(1)計画	運営事業者職員用駐車場は、施設東側に集約して配置することとなっておりますが、東側以外の配置の提案をお認めいただけないでしょうか。	提案を可としますが北側出入口周辺及び来客用駐車場の近傍は避けてください。
73	189	第2部	第4章	3.3	(3)特記事項 ウ	「雨水排水計画時の降雨量は既往最大値を採用すること」という記載になっておりますが、具体的な数値をご教示ください。	都市計画法に基づく開発行為等の審査基準に記載の降雨強度の計算式に基づいて算定してください。
74	189	第2部	第4章	3.4	洗車場	対象となる収集車は直営、委託、許可のいずれでしょうか。また、現在の1日当りの収集車洗車台数をご教示ください。	直営、委託、許可を対象とします。一日当たりの洗車台数は4台とします。
75	191	第2部	第4章	3.8	(4)特記事項 ウ	災害廃棄物仮置き時の仮設水処理設備は貴組合所掌であり、事業者はその設置スペースを確保するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
76	191	第2部	第4章	3.10	(1)計画	西側の形質変更時要届出区域について、「残置物の解体撤去を行うこと」とあり、また、現地説明会にて「西側残置物は表層より30cmを撤去すること、当該区域の整備に関わらない部分（工事に影響しない部分）は残置する」とご説明を頂きましたが、撤去範囲は事業者の計画により異なるとの考えでよろしいでしょうか。その場合、資料の閲覧のみで計画することが困難であるため、閲覧資料内の巻末参考資料である既存の基礎図面一式のご提供をお願い致します。資料を提供頂けなかった、あるいは実際の撤去数量が資料記載の数量を超えざるを得ない場合には、見積時に内容を反映させることができないため、費用、工程について貴組合と協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	入札参加資格確認後、参加資格があると認めた入札参加者に提示します。 要求水準書で残置物の解体撤去を行うこととしていますので、数量変更による請負金額の変更とはなりません。
77	191	第2部	第4章	3.11	11その他	「法面も含めて整備すること」とありますが、「法面も含めて整備」とは、事業者の提案する計画で新たに必要となる法面を整備するものと理解してよろしいでしょうか。 その場合、敷地外周の既存法面は、雑草の伐採を行い美観を整えることを基本とし、敷地南側の法尻付近の既設側溝や既設擁壁は、著しい損傷がある箇所のみ部分的に補修することとしてよろしいでしょうか。	この法面については、敷地外周の既存法面を意味しています。 なお、敷地南側の法尻付近の既設側溝については敷地内、既設擁壁については敷地外となります。 法面の整備については、20年間の運営業務を踏まえ提案してください。
78	191	第2部	第4章	3.11	11その他	「法面も含めて整備すること」とありますが、事業用地の外周法面の雨水排水については、法尻付近に新たに側溝を設ける等を行わず、現状と同様に雨水を流してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	191	第2部	第4章	3.9	(4)特記事項 ウ	「ウ ため、仮設水処理設備を設置できるスペースも確保すること。」の「ウ」と「ため」の間に、脱字がないでしょうか。	9 資材置場の (4) 特記事項については削除とします。
80	195	第2部	第4章	4.2.2-1	(3)特記事項 エ	「電気室等電気機器を収容する部屋はこれまでの最高気温により設計すること。（建築設備設計基準（最新版））」と記載されていますが、建築設備設計基準（最新版）には最高気温の記載はないため、設計外気温を建築設備設計基準（最新版）の「福岡」の値とし、設計室温は事業者の提案する電気室収容電気機器の許容温度等を考慮の上、最適かつ合理的な温度をご提案するものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	203	第2部	第4章	5.4.4-6	(2)受信機形式 (3)副受信機形式	「GR型+液晶パネル」のご指定がありますが、施設規模によってはP型1級の方が最適で使い勝手としても特に遜色ないと考えるため、P型1級をご提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
82	207	第3部	第1章	2.1	業務実施体制 (3)	専門の技術者とは入札説明書10頁.2.(3)イに記載する条件と同一との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	207	第3部	第1章	2.2	本施設運営のための有資格者の配置	「運営事業者は、本施設の運営に当たっては、以下に例示する必要な資格と経験を有する者を配置すること」とあります。本施設におけるボイラー・タービン主任技術者および電気主任技術者については、運営事業者が選任するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	213	第3部	第2章	1.1	受付管理 (1)	一般搬入車両の受付時に、重量以外の搬入者情報として記録すべき項目は、搬入者住所区域、搬入ごみ種程度と考えてよろしいでしょうか。その他に一般持込車両について、取得すべき搬入者情報がありましたらご教示ください。	入札参加資格確認後、参加資格を有する入札参加者に提示します。
85	213	第3部	第2章	1.1	受付管理 (1)	料金徴収業務とありますが、徴収した料金について銀行振込や現金手渡し等の貴組合が想定されている引渡し方法と頻度をご教示ください。 また、年間の徴収金額の想定値、もしくは過去3年間分程度の実績値をご教示いただきますよう、お願いいたします。	入札参加資格確認後、参加資格を有する入札参加者に提示します。
86	218	第3部	第2章	9.(1)	イ 基準値	硫黄酸化物の停止基準（管理基準値）が「50ppm」と記載されていますが、要求水準書P18(1)排ガス基準値で規定しているSOx濃度「40ppm」が正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
87	220	第3部	第2章	4.1	備品・什器・物品の調達・管理	事業終了時にこれらの備品類の財物処分については、本組合と協議するとありますが、基本的には運営事業者が購入したものは運営事業者の財産との認識でよろしいでしょうか。	本事業において調達した備品については、本組合の所有となります。運営業務委託契約書（案）の第5条を参照のこと。
88	226	第3部	第2章	8.7	施設見学以外の住民の施設利用	「住民への会議室の貸し出し、災害発生時に一時避難所としての利用など施設見学以外の住民の施設利用の対応は、運営事業者が実施すること」とありますが、貸出時間は搬入日時と同じく平日午前8時45分から午後4時45分までとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
89	添付資料02				敷地現況図	事業用地の地歴についてご教示下さい。西側の形質変更時要届出区域を除き、造成後は使用されていない（建物や工作物が建設されたことはない）ものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
90	添付資料02				敷地現況図	敷地の外周に、側溝や擁壁のようなものが見受けられます。当該工作物についての図面、計算書等、詳細のわかる資料をご貸与下さい。（土地取得時の図面資料、重要事項等）	当該工作物についての図面等の詳細の分かる資料はありません。また、側溝は敷地内ですが、擁壁は敷地外となります。
91	添付資料04				配置条件、インフラ取り合い点図	添付資料04に上水、下水道、工業用水及び雨水排水の取り合い点が記載されていますが、それぞれの取り合い点の形状・口径等情報を提示いただけないでしょうか。また、これらの配管ルートや埋設深さ等がわかる計算書、図面を借用させてください	入札参加資格確認後、参加資格を有する入札参加者に提示します。
92	添付資料04				配置条件、インフラ取り合い点図	雨水排水路の計画精度向上のため、事業用地の北西側に位置する既設の雨水調整池出入管の高さ、サイズ、調整池の構造等がわかる図面・計算書の資料をご貸与ください。また、当該調整池までの排水径路と調整池からの放流径路を示す資料をご貸与ください。	入札参加資格確認後、参加資格を有する入札参加者に提示します。
93	添付資料04				配置条件、インフラ取り合い点図	添付資料04に第1柱が記載されていますが、工事中の仮設電源引込み位置については任意に決められるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	添付資料04				配置条件、インフラ取り合い点図	今回工事で入口を設置する際に邪魔になる場合には、事業用北側付近の隣接道路の植栽帯やガードレール、街灯は、撤去・移設する計画とすることは可能でしょうか。	道路管理者との協議によります。
95	A. 【閲覧資料】				西側用地の残置物等の状況が確認できる図書	数量集計表において、看板、門扉、側溝等の数量が計上されておきませんが、事業者提案に支障が無ければ、残置することも可能と考えてよろしいでしょうか。	残置物は、撤去を基本としますが、対象物によっては残置することも可とします。
96	A. 【閲覧資料】				西側用地の残置物等の状況が確認できる図書	一部、擁壁や基礎廻りに、塗装等仕上げがされている部分がございますが、塗料や残置物に等に有害物質（アスベスト等）は含まないと考えてよろしいでしょうか。	必要な場合は、事業者にて調査してください。
97	A. 【閲覧資料】				西側用地の残置物等の状況が確認できる図書	現地を確認したところ、西側法肩部分にガードと稼働中の装置（メーターが動いている）がございました。当該装置については、撤去は行わないと考えてよろしいでしょうか。当該装置の仕様・用途や埋設物、埋設管径路等の詳細がわかる資料をご貸与下さい。	上水、工水のメーター及び配管が残置されていますので、撤去ください。（分水栓の閉栓も含む） 入札参加資格を確認後、参加資格を有する入札参加者に提示します。

入札説明書等に関する質問書（第1回）

3 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質 問	回 答
1	8	第4章			表3	<p>中項目「環境負荷の低減」の提案書記載要領に「【数値】雨水利用量」の数値提出が求められていますが、雨水利用量の定義および単位について、提案書に記載する雨水利用量は、降水量によらず施設計画のみに依存した量として、雨水利用システムで使用し得る一日当たり最大使用量をご提示することと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>なお、雨水利用量の年間量の算出が求められる場合、公平な競争の観点から気象条件を揃えていただきますようお願い致します。</p>	<p>前段については施設計画の分の雨水利用の割合で評価しますが、雨水利用量についても記載ください。</p> <p>年間の降水量については、気象庁大牟田アメダスより過去10年間の平均値である2,078mm/年とします。</p>
2	9	第4章			表3	<p>中項目「エネルギーの有効活用等の記載要領において【数値】エネルギー回収率がありますが、公平な条件とするため数値算出は基準ごみでの数値と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>循環型社会形成推進交付金の試算方法にしたがって記載してください。</p>
3	9	第4章			表3	<p>中項目「安全確保」の評価の視点欄に、「狭小敷地かつ既存施設へのごみ受け入れに配慮した施工計画等」とがありますが、本案件の敷地面積は十分な広さが確保されており、また、既設施設とは別の敷地となっているため、この記載内容は該当しないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>「狭小敷地かつ」を削除します。</p>

入札説明書等に関する質問書（第1回）

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	第2号-1					様式第2号-1に限らず、グループ名を記載する際の質問です。JVを組成する場合、グループ名は「〇〇（代表企業名）グループ」という表記でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	第3号				代表企業	代表企業が“建築物の設計”や“運営”を担う場合、担当するすべての枠に同一内容を記入する必要がありますか。	必要です。
3	第3号					本様式で記載する“担当者”は、現場代理人などの実際の業務での担当者ではなく、今回の応札・契約業務で担当となる職員を記載すれば良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	第4号					JVを組成する場合、JV協定書（JV組成を証明する書類）を添付するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	第5号					参加資格確認申請書に添付する各証明書類のうち、「写し」という記載がないものにつきましては、「原本」「写し」どちらでの提出も可という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	第5号					「本組合構成市のいずれかの建設工事に係る入札参加資格者名簿に「建築一式工事」の業種区分で登録があることを証明する書類」と記載がございますが、公表されている令和4年度の入札参加資格者名簿の写しを提出するとの理解でよろしいでしょうか。「清掃一式工事」につきましても同様です。	お見込みのとおりです。
7	第5号				本施設の建築物の設計・施工を行う者	どの会社のチェックリストであるかをわからせるために、枠のタイトル行に、「●●●●株式会社」のような社名を記載して良いでしょうか。	可とします。
8	第6号					「欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成してください」とありますが、構成企業ごとに1通ずつ作成するという方法もお認めいただけませんか。	可とします。
9	第8号-1 第8号-2 第8号-3					実績を有していることが確認できる書類として契約書の写しとありますが契約書全てを添付するのではなく発注者・契約者・日付・金額・工期等が記載されている部分のみを添付すればよろしいでしょうか。また施設概要がわかる書類は施設パンフレット等も可と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	第8号-4			①		監理技術者を専任で配置するとは、国土交通省の最新の指導の通り、代理の同等の技術者や連絡体制を確保しておけば、「専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない」であり、「技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由により、専任の監理技術者等が短期間工事現場を離れることは差し支えない」状態であるとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	第14号（別紙1）					工事負担金が予定価格の内数の場合、要求水準書P.28に記載の工事負担金については行を追加してよろしいでしょうか。その場合は発生年度を貴組合からご指定いただくと理解でよろしいでしょうか。	行を一行追加して回答ください。発生年度は2要求水準書の質問No.27を参照してください。
12	様式14（別紙3）			①	設計・施工業務に係る対価	ここで「令和6年度」「令和7年度」「令和8年度」「令和9年度」「令和10年度」に記載した金額をもって、建設工事請負契約書第39条の2で取り決める支払限度額となりますか。	お見込みのとおりです。
13	第15号-2-1				【数値】悪臭の目標値	パッカー車の通行、暗臭気の大小等、臭気の基準が変動することから、悪臭の目標値を評価対象から除外していただくことは可能でしょうか。	様式に示すとおりとします。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
14	第15号-2-1 (別紙1)				運転基準値・要監視基準値	硫酸化物の停止基準が「50ppm」と記載されていますが、要求水準書P18(1)排ガス基準値で規定しているSOx濃度「40ppm」が正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	第15号-2-2 (別紙1)				温室効果ガスの算定方法	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」は令和5年4月20日にver. 4.9への改訂がなされておりますが、本様式は算定方法の記載に従い「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer. 4.8 (令和4年1月/環境省・経済産業省)」を基に温室効果ガスの排出量を算定するものと考えてよろしいでしょうか。	改定後のマニュアルに基づき、排出係数は0.000462t-CO2/kWh)として算定してください。
16	第15号-2-2 (別紙1)				温室効果ガスの算定方法	公正な競争の観点から、燃料の使用によるCO2排出量算定の際に使用する排出係数を各社同一条件とする必要がございます。つきましては燃料の使用に関する排出係数は、環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」で示されている別表1および別表2の値を使用するものと考えてよろしいでしょうか。	燃料の使用によるCO2排出量の算定においては、算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧、別表1、別表2に基づく排出係数を使用してください。
17	第15号-4-1 (別紙1)				②売電単価 (見込み) ③買電単価 (見込み)	電気関係調書(発電電力等)の「②売電単価(見込み)」及び「③買電単価(見込み)」は入札説明書P29に「入札時における提案としては、九州電力送配電株式会社との契約を想定すること」とあることから、全ての事業者が同じ数値になることが予想されますので、記載不要とさせていただくことは可能でしょうか。あるいは、電気事業者を事業者提案とさせていただくことは可能でしょうか。	事業者提案としてください。
18	第15号-4-1 (別紙1)				②売電単価	事業者間の条件を平等とするため、売電単価についてはご指定をいただけないでしょうか。事業者提案とする場合、FIP電力、非バイオ電力の割合算定のため、ごみ中のバイオマス比率をご指定いただけないでしょうか。	前段はNo.17の回答を参照してください。バイオマス比率を56%としてください。
19	第15号-4-1 (別紙1)				③買電単価	入札説明書にて、入札時の提案の提案では九州電力送配電株式会社との契約を想定することとありますが、本様式における電気事業者、買電単価については事業者提案と理解してよいでしょうか。	No.17の回答を参照してください。
20	第15号-4-1 (別紙1)				④用役内訳 (年間)	「電力関係(令和10年度)」とありますが、令和10年度の対象期間は9か月(7/1～翌3/31)となるため、令和11年度の内訳を記載するものと考えてよろしいでしょうか。	令和11年度に変更します。
21	第15号-4-1 (別紙1)				⑤発電量等 (詳細)	稼働時の使用電力、発電電力および発電効率は定格運転時の数値を記入すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	様式15号6-1				安全確保	建築物施工とプラント設備施工とで安全確保の技術提案が異なる場合、「建設物施工では」や「プラント設備施工では」などの書き分けをして良いでしょうか。また、これらの書き分けを意味する凡例を示したうえで、【建-建築】(建築物施工を意味する)、【建-プ】(プラント設備施工を意味する)などで示すことは可能でしょうか。	提案の記載方法を認めます。
23	第15号-6-4 (別紙1)					構成人員が年度によって異なる場合は年度毎(例;1年目～3年目等)に表を作成してよろしいでしょうか。またその場合の人件費合計(千円/年)は年度ごとの合計金額を記載すればよろしいでしょうか。	前段は、年度毎の作成を認めます。後段は、年度ごとの合計金額を記載してください。
24	第15号-6-5 (別紙1)					「⑧法人税等」の計算式について様式では「繰越欠損金+課税所得」と入力されていますが、実際は「(繰越欠損金+課税所得)×実効税率」という計算式で算出すると推察します。必要に応じて計算式を修正してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	第15号-6-5 (別紙1)					第16号(別紙1)以降の様式は第15号-6-5(別紙1)の営業費用の内訳を示すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	様式15号6-6	1				本表への記載金額は、消費税込金額でしょうか。それとも消費税抜金額でしょうか。	消費税込みとしてください。
27	様式15号6-6	1	①		地元企業への工事発注	個別の工事発注ごと、個別の再下請負企業ごとに行を増やすと表が膨大になるため、「躯体工事」などの大項目程度で集計して項目記載してよいでしょうか。	大項目ごとでの集計を認めます。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
28	様式15号6-6	1	※2			「貴組合管内」と指定がありますが、入札説明書P-2 用語集No.22と入札説明書P-7で定められた、「構成市」内との理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	様式15号6-6	1	※3			“二次下請まで”で、なおかつ“ダブル計上は不可”との大前提から、「一次下請(地元外)→二次下請(地元)」の場合には、二次下請の受注契約金額を記載できるものと理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	第16号(別紙3)					提案単価は円単位端数切捨てとご指定いただいておりますが、費目ごとの単価は用役費の性質上事業期間中の料金改定にも影響を及ぼすため四捨五入は行いません。よって費目ごとを合計した単価と合計の提案単価は一致しないものとしてよろしいでしょうか。	その旨注釈を記載してください。
31					技術提案書概要版作成要領	引用元を明示するように指定がありますが、応札企業の保有施設や運営施設など、応札企業名が調べたら簡単にわかるような施設の写真やイメージ図を引用掲載する場合、“引用:構成企業運用施設の写真”のような記載にとどめてもよいでしょうか。	記載の方法を認めます。

入札説明書等に関する質問書（第1回）

5 リスク管理方針書に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	1	1				「リスク分担の考え方については基本契約書で規定し、このリスク管理方針書は基本約書の付属文書と位置付ける。」とありますが、この令和5年12月の最優秀提案者の公表をスタートとして、基本契約書締結までの期間で、このリスク管理方針書の内容を受発注者間で公平な立場のもと協議いただけるものとの理解で良いのでしょうか。	落札者決定後、協定書締結後に協議できるものとしませんが、本事業はあくまで一般競争入札であり、リスク管理方針書に記載事項を承諾の上で応札いただいているものと理解します。
2	6		No.29		交付金リスク	「貴組合に生じた損害の負担（民間協定等による起因者による損害負担）」とありますが、事業者の事由により交付金額が交付されない場合の「貴組合に生じた損害」とは、”もらえなかった金額”であり、事業者側でこの金額を自腹負担して竣工まで履行する責務を負うとの理解ででしょうか。	お見込みのとおりです。
3	6		No.36		住民対応リスク	No.36の“事業者の責による場合”「新ごみ処理施設を整備する上で必要な工事に関して、社会通念上耐えられる許容範囲を超えた場合における住民クレームがあった場合」との記載に変更できないでしょうか。	リスク管理方針書のとおりとします。
4	6, 7	35・36・37・38・41			住民対応リスク 第三者賠償リスク 周辺環境の保全リスク	住民対応リスク、第三者賠償リスクは貴組合の責によるものは組合、事業者の責によるものは事業者がリスク負担とされています。一方周辺環境の保全リスクは「建設に伴って発生した・・・周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償」のみが定義され、事業者負担とされています。規制基準や工事計画あらかじめ設定した準拠基準を満たしているにも関わらず発生した第三者からの周辺環境の悪化等の意見により、工程や費用に著しい影響を及ぼした場合、貴組合に負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

入札説明書等に関する質問書（第1回）

6 基本協定書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	1	1	2	4		建設事業者とは、入札説明書P-1用語の定義No.15において、“構成員”と“協力企業”であると規程があるため、こちらの記載についても“「建設事業者」とは、構成員、協力企業のうち”と訂正されますでしょうか。基本協定書にて、建設に携わる“構成員”、“協力企業”のすべてを列挙するものと理解しています。	訂正します。 建設事業者の記載事項はお見込みのとおりです。
2	3	4	4			事業者側で提案書と入札書を提出した後に、事業者選定委員会から、要求水準書等を超えて追加的に示す“要望”については、あくまで努力義務であるとの理解でよいでしょうか。よりよいサービスを提供するうえで理解はできますが、公告時に公開された要求水準書をもとに事業費を算出するため、限界があるものと思料しています。	要求水準書等を超えて追加的に示す要望については、お見込みのとおりです。
3	4	7	1			準備行為を基本協定書締結前に実施することを認める条文ですが、最優秀提案者の公表として示された令和5年12月中旬をもってして可能であるとの理解でよいでしょうか。	準備行為の実施は、落札者決定後に着手とします。
4	4	7	1			建設予定地そのもの、または近辺にて、事業者で実施する敷地測量や実施する地質調査、ボーリング調査などが、本条文における準備行為との理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。但し実施にあたっては組合との協議を行うものとします。

入札説明書等に関する質問書（第1回）

7 基本契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1			4	(1)		「発注者と[](以下「建設事業者」という。)との間で締結される」とありますが、建設事業者が複数の企業で構成される場合、[]には対象となる企業を列挙すればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2			5	(1)	建設工事請負契約に係る契約保証金	本基本契約書にて、契約保証金は「請負代金額の10分の1以上に相当する額」とだけ規定がありますが、建設工事請負契約書第4条には、契約保証金の納付だけでなく、その他(2)、(3)、(4)、(5)と、契約を保証する別の方法も規定がありますので、本基本契約書の規程のみならず建設工事請負契約書のとおり、これら(2)～(5)のその他の方法でも貴組合に“保証を付す”こととして、満足いただけるとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	1	5	1			入札説明書等の優先順位に、公告前の令和5年3月3日に公開された『実施方針等に対する質問回答』について列挙がありませんが、ここに記載のあるように”回答書”として同等の効力を有する者として規定いただけますか。同等の効力を持たない場合、再度、同じ質問を第2回目の質疑機会で提出したいと考えています。	『実施方針等に対する質問回答』は入札説明書等の解釈の優先順位には含まず、入札説明書等に関する質問への回答書と同等の効力を有しません。
4	2	8	1			特定建設工事共同企業体を組成した上で、建設工事請負契約書を締結するものとの理解でよいでしょうか。それとも、基本契約書の段階では、共同企業体を組成する予定の企業の連名でよいでしょうか。	前段についてはお見込みのとおりです。基本契約と建設工事請負契約は同日契約となりますので、後段については、予定ではなく、共同企業体を組成した企業としてください。
5	2	8	2			提出時期は、特定建設工事共同企業体を組成した上で建設工事請負契約書を締結するため、この”建設工事請負契約書”の提出時と同一でよいでしょうか。	参加資格確認までに間に合わない場合は、提案書提出までに提出してください。
6	4	10	3			事業期間すべてを通じて、入札説明書に規定の入札参加資格(『入札説明書』P-10 3 構成企業の制限)記載項目に該当すれば契約を解除できるという強力な遡及効果を持った条文であり、事業期間が長い本事業では、著しく受注者側に重たいリスクと言えます。例えば、施設整備を終えた時期であっても、建設企業(※注:構成員ではない)が大牟田市や荒尾市の指名停止措置を受けただけでも運營業務も解除されることとなります。「『入札説明書』P-10 3 構成企業の制限の(1)(2)(3)の場合は除外する」や、「建設工事請負契約書、運營業務委託契約書を締結するまでの間で」などの条件緩和をいただけないでしょうか。	基本契約書（案）のとおりとします。
7	8	23	1	(8)		「個人情報の適切な管理を行うために管理者を置き・・・」とありますが、ここでいう管理者は、現場代理人や監理技術者との理解でよろしいでしょうか。	特に指定はありません。適切に情報管理責任をコントロールできる方としてください。
8	10	別紙1	1 本事業の概要	(2) 公共施設等の概要	エ 防火地域、準防火地域	「建築基準法22条区域準防火地域」と記載されていますが、要求水準書7ページの第3節 建設予定地の概要 3都市計画事項等 (5) 防火地域、準防火地域には「建築基準法22条区域」とのみ記載されています。要求水準書を正として当該建設予定地は準防火地域ではないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問書（第1回）

8 建設工事請負契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	-	-	-	-	建設工事請負契約書（案） 9その他の下	基本契約書第9条第1項の定めるところに従いとありますが、第10条第1項の誤りの理解で宜しいですか。	お見込みのとおりです。
2	1	1	2	(4)		2019年、2020年と猛威を振るったサバクトビバッタのような害虫や生物の大量発生も、不可抗力に含まれますか。	本事業の実施において、「暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然災害、又は騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者及び請負者のいずれの責めにも帰すことのできないもの」に該当するのであればお見込みのとおりです。
3	1	1	2	(4)		竜巻も、不可抗力に含まれますか。	No. 2の回答を参照してください。
4	1	1	2	(4)		隕石衝突も、不可抗力に含まれますか。	No. 2の回答を参照してください。
5	1	1	2	(4)		海底火山の噴火による軽石などの漂着も、不可抗力に含まれますか。	No. 2の回答を参照してください。
6	1	1	2	(4)		2020年から猛威を振るった新型コロナウイルス感染症のような、地域一帯的な感染とそれに伴う感染予防措置に伴う経済停滞や流通の混乱、業務停止なども不可抗力にふくまれますか。	国の指導や感染状況等を踏まえ判断します。
7	1	1	2	(4)		事業対象地一帯の近隣事業者に起因する何らかの予見できない事由についても、その他の不可抗力として認めていただけますか。	No. 2の回答を参照してください。
8	1	1	2	(4)		通信事業者による大規模な通信障害も、その他の不可抗力として認めていただけますか。	No. 2の回答を参照してください。
9	1	1	2	(4)		建設地以外の地域において発生した不可抗力による生産設備等の損傷により当該工事に供する部品、製品等の納期遅れによる工事遅延も不可抗力に含まれますか	No. 2の回答を参照してください。
10	2	1	17			ここで記載されているのは、発注者と建設共同企業体との間についてであり、建設事業者間で、分担施工型の乙型JVを組成することを阻害するものではないとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	2	2			関連工事の調整	予定されている第三者の施工する他の工事の内容と工程をご指示下さい。	現時点において特に想定していません。
12	2	2			関連工事の調整	現在ご想定「本工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事」についてお示しいただけますでしょうか。外周路などの道路工事など、場内搬入や作業に影響のある工事があるようでしたら、早期のお示しをいただけますと幸いです。	本事業の実施に影響を与える可能性のある工事等が生じた場合は請負者に遅滞なく示すこととします。
13	3	3	2			ここで記載の工程表の提出期限と発注者の承認期限日をお示しいただけますでしょうか。	協議によることとします。
14	5	5条の2	3	(2)		ここにある記載は、工事請負者が自らの施工実績として本件工事目的物を施工したことを公表することを妨げたものではなく、工事目的物そのものに、請負者の名前を刻んで表示したり、描いたり、サインを設置したりしてはいけないということでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	7	10			現場代理人及び主任技術者等	現場代理人や監理技術者の専任配置や常駐配置については、近年の国交省の指導の通り、実際に現地で施工が行われている日を指し示しており、現地で施工がない準備期間や工事機械メンテナンス日などには常駐を求めないとの理解で良いでしょうか。	現場代理人の常駐については第10条第2項及び第3項を適用します。監理技術者の常駐については第10条では求めておらず、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月改正）」によるものとします。
16	7	10			現場代理人及び主任技術者等	本件工事における元請受注金額から推察して、請負者には主任技術者ではなく監理技術者の設置義務があり、なおかつ、“監理技術者補佐”や“専門技術者”は、監理技術者の兼務配置や自ら施工時に特別に配置が求められる技術者であるため、この第10条1項でお示しのある技術者の設置義務とは、最小で“現場代理人”と“監理技術者”であるとの理解でよいでしょうか。本条が第44条「発注者の催告による解除権」の履行要件を構成するため、慎重に確認しております。	基本的にお見込みのとおりです。国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月改正）」等の規定に基づき、適切に配置してください。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
17	7	10条の2	1		管理技術者	請負者は、本設計に関し技術上の管理を行う者（以下「管理技術者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならないとありますが、乙型JVの体制とした場合は各々管理技術者を通知するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	8	10条の3	1		照査技術者	請負者は、実施設計図書の内容の技術上の照査を行う者（以下「照査技術者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならないとありますが、乙型JVの体制とした場合は各々照査技術者を通知するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	8	10条の5	3			公表されている資料から想定されない、あるいは調査結果の無い部分から汚染土壌（地中障害物や埋蔵文化財含む）が発見され、対策費用が生じた時は「請負者にて予見出来ない汚染土壌」と同様、発注者と請負者が協議し、合理的な範囲で発注者がその費用を負担して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	8	10条の5	3			「当該瑕疵が要求水準書等で規定されていなかった、又は要求水準書等で規定されていた事実と異なっていた場合」とは、「“要求水準書添付資料等リストNo.3(1)地質調査結果”と、“組合事務局で閲覧可能な(2)地質調査関連資料”にないもの」との考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	8	10条の5	3			事前調査等によって初めて判明した埋設物等の瑕疵について、その瑕疵を撤去しなくても設計変更等で費用が発生する場合は、発注者と請負者が協議し、合理的な範囲で発注者がその費用を負担して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	13	20				近隣で事業を営む特定の第三者が、その生業に対する業績影響への不安から請負者に工事中止を求める場合は、“人為的な事象であって請負者の責めに帰すことができ”ず、“請負者が本工事を施工できない”と認められる状態に至る場合について、本条を適応して、工事中止をご相談いただけますでしょうか。	請負者の負うべき帰責性も含め、協議を行うものとします。
23	19	35	3			建設工事請負契約書第38条にて4回許されている“部分払請求”を1回でも利用すると、中間前払金の請求ができなくなるとの理解でしょうか。あるいは、あくまで1事業年度において部分払を請求した後に中間前払金を請求できないという理解でよろしいでしょうか。また、中間前払金を請求した年度に第38条6項の計算式に則り部分払を請求することは可能という理解でよろしいでしょうか。	工期が2か年以上にわたる契約の前払金及び中間前払金については、第39条の3をご参照ください。
24	22	39条の3	1			“予算の執行が可能となる時期”とありますが、毎期何月頃を想定していればよいでしょうか。	毎会計年度の4月です。
25	26	49	1	(2)		ここで記載の“履行期間”とは、“本工事等の実施の中止”についての条文であるため、工事期間であると解釈して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	26	49	1	(2)		中止期間が6月とお示しがありますが、6か月との理解で、30日×6か月で180日を判断基準日と理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	26	49	1	(2)		中止期間は合算でも可能でしょうか。例えば30日間の中止期間でも、それが複数回にわたって実施される場合、工期内での施工完了に多大な悪影響を与えるため、本条が想定する請負者の解除権設定に沿うものと理解しています。	中止期間の合算は想定していません。
28	26	49	1	(2)		「本工事等が完了した後3月を計画しても」とありますが、3か月との理解で、30日×3か月で90日を判断基準日と理解して良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	26	50			請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限	近隣で事業を営む特定の第三者が、その生業に対する業績影響への不安から請負者に工事中止を求める場合は、請負者の責めに帰すべき事由ではないとの理解でよいでしょうか。	No. 22の回答を参照してください。

入札説明書等に関する質問書（第1回）

9 運營業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	-	-	-	-	運營業務委託契約書（案） 6その他の下	基本契約書第9条第2項の定めるところに従いとありますが、第10条第2項の誤りの理解で宜しいですか。	お見込みのとおりです。
2	2	4	4		契約の保証	「なお、同項第3号に掲げる保証及び第4号に掲げる保険は、単年度又は複数年度のものによる運営期間中における更新を認めるものとする。」とありますが、この扱いは同項第5号にも適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	3	6	2	-	期間	基本契約第11条第3項の規定によりとありますが、第12条第3項の誤りの理解で宜しいですか。	お見込みのとおりです。
4	16	49	2	11	委託者の解除権	基本契約第9条第4項の規定に従ってとありますが、第10条第4項の誤りの理解で宜しいですか。	お見込みのとおりです。
5	16	51	1	-	不正行為に伴う損害賠償の予約	受託者が基本契約第9条第3項各号のいずれかに該当するときはとありますが、第10条第3項の理解で宜しいですか。	お見込みのとおりです。
6	24	別紙3	1	-	図中	別紙5 2 (4) とあるのは別紙3 2 (4) の誤りの理解で宜しいですか。	お見込みのとおりです。
7	27	別紙3	3	(2)	モニタリング実施要領等（地域経済への貢献金額未達成の場合に係る減額等の措置）	【運営期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】における「提案金額」と「地元企業への発注額（実績値）」及び「地元雇用額（実績値）」につきましては当該年度前年度までの提案金額を上回った地元貢献金額（実績値）累計分を当該年度の実績値へ加算する算定式への見直しをお願いいただけませんか。	各年度の未達・超過の場合も含め、地元企業への発注額の評価に関しては、契約協議において協議を行うものとします。